

# ケース記録の書き方

## — 目 次 —

### ◎はじめに

- ・ 研修の目的

### ◎本編

- ・ 「ケース記録」とは
- ・ 記録の目的と意義
- ・ 記録を書くうえでの基本姿勢
- ・ 記録をまとめるうえでの6つのポイント
- ・ 記録を取り扱うための心構え
- ・ まずは、書いてみよう！
- ・ ワーク：被保護者との会話から記録を作成する

### ◎おわりに

- ・ 研修の振り返り
- ・ 出典

## 研修の目的



### 本項での 学び

- ▶ ケース記録の目的および意義を理解する
- ▶ ケース記録に記載する事項を理解する
- ▶ ケース記録作成におけるポイントを理解する

◎ あなた（受講者）自身が考える、この研修の目的を書いてみましょう。

2

## TALK ABOUT 「ケース記録」

🗨️ 近くの人と、自由に話してみましよう

### 例：「ケース記録」について思うこと

- どのように書いていますか？
- どんな工夫をしていますか？



#### グラウンドルール

- ・ 批判しない
- ・ みんなの意見を聞く
- ・ 答えを出さない



どのように書いていいか  
悩むこともありますね…。

3

## 「ケース記録」とは

ケース記録（以下：記録）とは、ケースワーカーの実践活動を支え、被保護者に的確な対応をしていくための基礎資料となる大切な役割をもっています。

### 記録の定義

クライアント（サービスの利用者等）の具体的な訴えや変化、援助の進捗状況、援助者（ソーシャルワーカー等）の事例に対する評価等を記したもの。援助者にとって今後の援助方針を導き出すための重要な材料となり、よりよい援助の提供に向けて活用される。

また、スーパービジョンのための素材、第三者への事例の動向の明示、機関・施設の円滑な運営、教育・研究のための資料としても活用される。

（社会福祉学習双書2018 第16巻『学びを深める福祉キーワード集』,全国社会福祉協議会,p39）

記録を書くことは、被保護者のため、ワーカー自身のため、機関のため、ひいては、生活保護・社会福祉実践をよりよいものとしていくために不可欠なものです。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p26-27をもとに作成。

4

## 記録の目的と意義

### ▶保護決定の根拠や、保護実施の過程を明示すること。

→生活保護法の目的の一つである「最低生活保障」が、法律の趣旨や実施要領に基づき適切に行われているかを検証する視点ととらえることができます。

### ▶要保護者の置かれている実情を把握するとともに、ケースワーカーの援助・支援の過程を明示すること。

→生活保護法のもう一つの目的である「自立の助長」に向けた援助・支援が、生活保護における自立の考え方に即して実施されているかを検証する視点であるといえるでしょう。

また、生活保護実践における記録は**公文書**であり、下記の用途でも活用されるものです。

- ・ケースワーカーの業務の報告書（復命書）
- ・査察指導のための資料
- ・ケースワーカーの援助・支援の向上に役立つ資料(ケース検討を行う際の資料)

**高度な個人情報**を記載した**重要な文書**として、**取り扱いには留意と配慮が必要**です。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p56-57をもとに作成。

5

## 記録を書くうえでの基本姿勢

記録を書く上での基本姿勢としては、以下のようなことがあげられます。

- ▶ **丁寧に、わかりやすく記述すること。**
- ▶ **ケースワーカーの主観ではなく、客観的な事実に基づき記述されること。**
- ▶ **時間をおかずに、できるだけ早くまとめること。**
- ▶ **5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）を明示すること。**
- ▶ **上記①～④をふまえ、できるだけ「簡潔に」記述すること。**

ぜひ、これらの基本姿勢を意識してください。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p28をもとに作成。

6

## 記録を書くうえでの基本姿勢 ヒント

新任cw



でも、日々の対応に追われてしまって記録がたまったり、内容もこれでいいのか不安だったり…、案外負担になってしまっています。

そんなあなたに、ヒントをお伝えしましょう！



生活保護における記録は、①保護台帳、②保護決定調書、③経過記録（面接記録・ケース記録票）によって構成されています。

①②は、おおむね記録すべき内容が明確になっていますが、③の経過記録については、書き手であるケースワーカーによってまとめ方が異なるのではないのでしょうか。十分なオリエンテーションがなされていないと、どうしても、**前任者の記録をまねて書くようになりがち**です。

普段は、なかなか他のケースワーカーの記録を読む機会がないかもしれませんが、**職場で、同僚の記録を閲覧し合えると、そのことを通じて記録の書き方を工夫し、援助・支援のあり方を記録から学ぶことができるようになります。**

ぜひ、基本姿勢や記録をまとめるうえでのポイントを押さえた記録を参考にしていきたいと思います。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p26-28をもとに作成。

7

## 記録をまとめるうえでの6つのポイント①

### ①面接や訪問の目的を記しておくこと

→生活保護ケースワーカーが世帯、あるいは関係者と面接したり、訪問したりする際には、**必ず目的をもって行っておられること**と思います。何のための訪問、面接なのか、策定した援助方針を意識しつつ記録しておくことによって、**援助・支援はよりよいもの**となっていきます。

### ②面接や訪問を通じて得られた情報は、項目を付けて整理して記録すること

→その日に実施した面接や訪問の経過が漫然と書かれていては、**あとで記録を読む際に、何がそこでのポイントであったか把握することが難しく**なります。面接や訪問を通じて得られた情報には、**項目ごとに整理してまとめること**を心がけてください。

## 記録をまとめるうえでの6つのポイント①

### ③保護の決定の根拠を明らかにすること（根拠となる実施要領上の通知等の記載）

→一時扶助の認定、収入として認定しないものの取り扱い、世帯分離など、非定例的な対応については、生活保護ケースワーカーが**その判断に至った状況を的確に把握するとともに、実施要領上の取り扱いの根拠を記入しておくことが**大切です。このことが、**適正な保護の実施につながっていくこと**と思います。

### ④事実とケースワーカーの所見を分けて書くこと

→記録を書く場合には、**把握した事実をできるだけ客観的にまとめる**とともに、**あわせてケースワーカーの所見を書く**ことも不可欠です。ケースワーカーの所見は、何が起こったかという事実に対して、どのような援助・支援・対応が必要になるかを判断し、決定していく際の重要な参考となります。ぜひ、意識して記録しておきたいことです。

## 記録をまとめるうえでの6つのポイント②

### ⑤生活保護ケースワーカーの対応・利用者の状況を具体的に記述すること

→記録をまとめるときには、「説明した」「伝えた」と書くだけでなく、「何をどのように説明したか」「どのような方法で伝えたか」を、具体的に書いておくことが大切です。また、生活保護ケースワーカーが把握した被保護者の状況が、より具体的、客観的に伝わるように、発言をそのまま「 」内に記述するなどの工夫も必要です。

### ⑥援助方針の変更を記録すること

→経過記録を書く際に心がけたいのが、状況に応じて援助方針を見直し、現状に即した援助方針を策定して、記載しておくことです。このことは、援助・支援を意図的かつ効果的に実施していくためにも不可欠であるといえるでしょう。

## 記録をまとめるうえでの6つのポイント チェックリスト

記録を作成したら、6つのポイントを押さえられているか、チェックしてみましょう！

- 面接や訪問の目的を書いていますか？ →ポイント①
- 記録すべき内容を項目ごとに整理して書いていますか？ →ポイント②
- 保護の決定の根拠を記載していますか？ →ポイント③
- 事実とケースワーカーの所見を分けて書いていますか？ →ポイント④
- ケースワーカーの対応、被保護者の状況を具体的に書いていますか？ →ポイント⑤
- 援助方針をそのつど見直し、変更した内容を記録していますか？ →ポイント⑥

わからなくなったら、それぞれのポイントを  
ふりかえってみましょう。



## 記録を取り扱うための心構え①

以下のシーンについて、考えてみましょう。

ケースワーカーBさんは、担当している世帯のHさんと、福祉事務所内の面接室で面接をしています。今後の療養生活について検討するために、医師の意見書などを綴ったケースファイルを面接室に持ち込んでいます。

面接中に、ケースワーカーBさんは、緊急の要件で電話が入ったと同僚から呼び出されました。**ケースファイルはどのようにしたらよいのでしょうか？**



このような場合、皆さまはどのように対応されていますか。もちろん、面接室にケースファイルを放置したまま席をはずすということはないと思います。「ちょっと失礼します」と声をかけ、ファイルや手帳やメモ類を持って移動されていることでしょう。

庁内や職場内でファイルを持ち歩く際にも、表紙に書かれている住所や氏名が見られないような配慮が必要です。



出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p29をもとに作成。

12

## 記録を取り扱うための心構え②

以下のシーンについて、考えてみましょう。

ケースワーカーAさんは、自宅で訪問介護を受けているBさん宅で、担当のケアマネジャー、訪問看護師、Bさんの家族とともに、カンファレンスを行うことになりました。**ケースファイルは持っていくべきでしょうか？**



職場の外にケースファイルを持ち出すことは、原則的には避けたいことです。ケースファイルの紛失は「うっかり」では済まない大変な事態だからです。実際には、ケースワーカーが経過記録を携帯していないと、ときに応じた情報提供ができないと感じることがあるかもしれません。しかし、ケースファイルには、その時の課題解決に必要な情報以外の保護費の支給額等の個人情報も含まれています。

**事前にカンファレンスでの検討課題を確認し、個人が特定されないようにポイントを資料にまとめて訪問できると安心です。**

皆さまが、安全に、信頼される仕事をしていくためにも、気を付けていきたいことです。



出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p29をもとに作成。

13

## 記録を取り扱うための心構え③

今般、ケース記録は開示請求がなされることもあり、要保護者本人への開示を前提として記載されていることと思います。

一方で、ケースファイルには、例えば「本人には知られたくない」と希望する親族の連絡先など、さまざまな情報が綴られています。本人も含めて、不用意に記録が福祉事務所以外の第三者の目にふれることのないよう、十分に注意をする必要があります。

## まずは、書いてみよう！

- ▶ 記録を書くことはとても大変ですが、新任の生活保護ケースワーカーの皆さまは、**まずは気負わずに、必要だと思うことを書いてみてください。**
- ▶ できれば、**記録を書く時間を意識的に確保**できるとよいと思います。また、**訪問や面接のあと、早めに記録をまとめる**と、内容も適切になります。
- ▶ はじめは、何がポイントかわからず膨大な記録を書いてしまいがちですが、**業務に慣れるにしたがい、的確な記録を短時間で書けるようになっていきます。**
- ▶ **メモの取り方やその取り扱い、記録を書く時間のつくり方、記録のまとめ方、そして書きやすいペンを使うなど道具の工夫**まで、記録を迅速かつ的確にまとめている先輩たちの取り組みには、さまざまな工夫があるようです。ぜひ、**そうした先輩たちの技**も、学んでいただきたいと思います。

# ワーク：被保護者との会話から記録を作成する

これまでのポイント等をふまえて、演習をしてみましょう。

## ○世帯の概要

世帯類型	その他世帯（単身男性）	年齢 48歳	定期訪問：年12回
保護開始の理由	事業の失敗により、財産をすべて失い、平成30年8月15日に保護開始		
世帯の状況	以前は町工場を経営。自宅は抵当により差し押さえ。負債800万円。アパートに一人暮らし。2年前に離婚。子どもは前妻が引き取る。傷病や障害なし。 保護開始後1度訪問するも、飲酒しており面接ができず、詳細な生活状況や生活歴は得られていない。アルコール依存症等疾患も疑われる。		
援助方針	自己破産手続き、就労支援、病状確認		

## ○訪問時の被保護者（Aさん）と生活保護ケースワーカー（CW）とのやりとり（訪問日：平成30年9月15日）

CW：こんにちは。〇〇です。その後、お変わりありませんか？  
Aさん：こんにちは。前に1度来てもらったのに、飲んでしまっていてすみません…。昨日、今日は飲んでないです。今日会う約束をしたので…。  
どうぞあがってください。  
(AさんはCWに座布団をすすめてくれた。Aさんはやや顔色が悪く、ふさぎ込んで見える。)  
CW：お酒を我慢してもらってすみません。けど、やっとAさんと話せてうれしいです。  
Aさん：すみませんでした。  
CW：体調や暮らしの状況はどうか。

16

Aさん：少し落ち着きましたが、いろいろあったので…。倒産してここに急に住んで、今は何をすればいいのか、まだよくわかりません。  
CW：申請時にお聞きしましたが、大変でしたから無理もないですよ。  
少し落ち着かれてきてよかったです。  
生活の中で、足りないものとかはありますか？  
Aさん：一応、足りないものはないと思います。今は何もする気がおきなくて…  
CW：体調はどうか？食事はとれてますか？  
Aさん：食欲はあまり…。身体がだるくて…。つらいので、昼間からお酒を飲んでしまいうこともあります…すみません…。  
CW：そうですか…。身体がだるいのは、心配ですね。一度、近くの小林内科に受診されてはいかがでしょうか。診察が受けられるよう手続きしましょう。  
Aさん：お願いします…。  
CW：ところで、前からお酒はよく飲まれていたのですか？  
Aさん：お酒は好きで、若いころからよく飲んでました。妻と子がいた時も、ほぼ毎晩飲んでいました。  
CW：お酒強いんですね。毎晩かなりの量を飲まれていたのですか？  
Aさん：酔いつぶれるほどではないですよ。娘もいましたし、晩酌といった程度です。結婚してからは外ではあまり飲まなくなりましたし。  
CW：立ち上がったことを聞いてしまいますが…奥様と別れたのは2年前ですよね。  
Aさん：ええ…。  
(Aさんはうつむいて黙り込む。何か聞けるかしばし待つ。)  
Aさん：…別れる少し前から工場が赤字が続いていて…別れる前から妻とは喧嘩が増えていたんです。

17





# ワーク：被保護者との会話から記録を作成する

<参考：書き方のイメージ>

年 月 日	取 扱 経 過
	<主の就労状況について> 主より、ハローワークに行くのは自己破産の手続き後の方がよいかと聞かれる。当職より、並行してよいが、まず、債務整理の手続きを行い、見通した立ったところで就労に向けて動いていくことを勧める。 また、求職活動の有無に関わらず求職活動状況報告書の提出が必要であり、次回来所の際に提出するよう伝達。 主から了承を得た。
	<CWの所見> 前回飲酒により面接ができなかったことから、アルコール依存症等の疾患が懸念されたが、今回は飲酒していなかった。 生活状況の把握により「酔いつぶれるほどは飲まない」とのことが聞かれたため、まずは、小林内科病院の受診により内科疾患も含めた状況を確認することとしたい。 また、債務整理を優先して着実に実施し、就労については、今後の面接において稼働能力の程度（病状、従事できる職種等本人の意向）を確認のうえ、支援方法を検討したい。
	<援助方針の変更（追加）> 1. 小林内科病院受診により、主の病状を確認する。

CWの所見は  
分けて記載

## 研修の振り返り

研修前にあなたが考えた目標に対する達成度をチェックしてみましょう

- ▶ チェックしてみましょう→ 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いまいち！
- ▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

この研修で学べてよかったと思うことを書いてみましょう

学んだことを支援にどう「活かす」か、考えてみましょう

## 【本研修教材作成に用いた資料】

- 新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.

ぜひ一度、目を通してみてください！

